

日本工業大学 教職課程ハンドブック

令和2年度入学者用

(注意)

- ◎ この「教職課程ハンドブック」は、入学時のみに配布され、在学期間中使用するので、大切に保管してください。
- ◎ 開講科目及び内容などについては、変更することがありますので、教務課及び所属学部からのお知らせや掲示などに注意してください。

1	教職課程の履修について	2
2	教員免許状とは	2
	(1) 教員免許状の種類	2
	(2) 取得できる免許状 (学部、大学院)	2
3	教職課程履修カルテについて	3
4	教職実践演習について	4
5	教職課程履修スケジュール	5
6	教員免許状取得要件	
	(1) 基礎資格	7
	(2) 単位修得要件	7
	履修科目一覧	
	I 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	8
	II 教育の基礎的理解に関する科目等	9
	III 学部 教科及び教科の指導法に関する科目	
	機械工学科	10
	電気電子通信工学科	12
	応用化学科	14
	ロボティクス学科	15
	情報メディア工学科	16
	建築学科	18
	特別開講科目	20
	IV 大学が独自に設定する科目	21
7	履修登録	26
8	介護等体験	27
9	教育実習について	30
10	教員免許状一括申請について	34
11	教職教育センターとは	35
	概要、支援内容、開催プログラム	
12	教職課程履修に必要な費用	36
13	関連規程	37
	教育基本法、学校教育法 (抄)	

1 教職課程の履修について

教員免許状を取得するには、学部の卒業に必要な科目に加えて、教育職員免許法に基づき「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」・「教育の基礎的理解に関する科目等」・「教科及び教科の指導法に関する科目」・「大学が独自に設定する科目」の4つの区分の単位を修得しなければなりません。また、科目の履修にあたっては、履修登録が必要です。履修条件などを設けていますので、1学年から計画的に履修しないと、教育実習を行うことができないなど、免許状授与の要件を満たすことができなくなりますので注意してください。

したがって、教職課程を履修する学生は、「**将来教員になる**」という強い決意が必要であり、とりあえず資格の一つとして教員免許状をとっておこうといった安易な態度での履修は望ましくありません。あくまで将来、教職に就くことを前提とし、教員としての資質向上を心掛けて履修してください。

なお、教職課程に関する重要なお知らせ等は、**教職教育センター掲示板及びポータルサイト**にて案内していますので、毎日確認してください。

2 教員免許状とは

(1) 教員免許状の種類

免許状の授与を受けるための教員養成は大学等で行われており、免許状を取得する最も一般的な方法です。このように取得した免許状を「普通免許状」といいます。「普通免許状」以外にも、特定の教育委員会で有効な「特別免許状」「臨時免許状」という形態の免許状があります。

本学で取得可能な教員免許状の種類は、「普通免許状」のうち以下のとおりとなります。

教員免許状	詳 細	取得できる学生
一種免許状	法令で定められた教職科目を修得し、学部を卒業（学士の学位を取得）することで得られる免許状	四年制大学の学部学生
専修免許状	一種免許状に必要な要件に加え、大学院で専門的な教職科目（24単位）を修得し、大学院修士課程を修了（修士の学位を取得）することで得られる免許状	大学院生

(2) 取得できる教員免許状

本学において取得可能な教員免許状は次のとおりです。

① 学部

学部・学科名		中学校教諭一種免許状		高等学校教諭一種免許状
		技 術	数 学	工 業
基幹工学部	機械工学科	○	○	○
	電気電子通信工学科	○	○	○
	応用化学科			○
先進工学部	ロボティクス学科	○		○
	情報メディア工学科	○	○	○
建築学部	建築学科	○	○	○

② 大学院

専修免許状の取得を希望する者で、学部在籍時に当該免許の一種免許状を取得した者（もしくは一種免許状取得のために必要な単位（介護等体験を含む）をすべて修得した者）は各専攻、免許状毎に定められた科目を修得することにより、大学院修了時に専修免許状が授与されます。

専攻名	教員免許状の種類		
	中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状	
	技 術	工 業	情 報
環境共生システム学専攻	○	○	
機械システム工学専攻	○	○	
電子情報メディア工学専攻	○	○	○
建築デザイン学専攻		○	

3 教職課程履修カルテについて

（1）概要

教職課程履修者には、入学時点からの教職科目の履修状況や知識技能の修得状況を把握するため、「教職課程履修カルテ」（以下「履修カルテ」という）の作成が定められています。なお、履修カルテは「教職実践演習（中・高）」での個別の補完的な指導にも使用されます。

履修カルテには、以下の内容を記入します。

- ・教職履修に関する基礎情報（取得希望免許状校種・教科 など）
- ・教職関連科目の履修状況（履修科目、成績、履修して学んだこと など）
- ・学内外実習・ボランティア等の参加記録（参加先、内容 など）
- ・年度ごとの振り返り（教員との面談、指導記録 など）
- ・自己評価（所定の指標について、どれだけ身についたか各自チェック）

（2）履修カルテ作成上の注意点

この履修カルテは、適宜作成提出を求めますので、学年ごとのオリエンテーションや教職授業の最初の指示に従って作成・提出してください。

（3）その他注意事項

教職課程履修者は、年度ごとに履修カルテに記入していただきますので、オリエンテーションに必ず出席し、所定の箇所を記入する必要があります。



4 教職実践演習について

(1) 概要

平成18年（2006）度7月に出された中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」に基づき、平成20年（2008）11月に教育職員免許法施行規則が改正されました。この改正により、平成22年（2010）以降入学者は、教職に関する科目として「教職実践演習」の履修が義務づけられました。

(2) 「教職実践演習（中・高）」の内容

「教職実践演習（中・高）」では、教員として求められる次の4つの事項を、演習、事例研究、グループ討議によって修得することを目的としています。

- ①使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項
- ②社会性や対人関係能力に関する事項
- ③生徒理解に関する事項
- ④教科等の指導力に関する事項

(3) 履修年度

4 学年（教育実習を履修する年度）の秋学期に履修します。当該科目は、必修科目です。

(4) 「教職実践演習（中・高）」の履修条件

「教職実践演習（中・高）」は、教職課程の総仕上げとして設定されており、以下のとおり履修条件があります。

- ・「教職実践演習（中・高）」を履修する年度に教育実習を履修していること。
- ・「履修カルテ」を年度ごとに記入し、教職教育センターに提出していること。

Q&A ①

Q：教職課程を履修しようかどうか迷っています。

A：教職課程履修者は、他の学生より修得する単位が非常に多く大変です。本学は教育学部ではないため、教職科目が卒業単位にほとんど含まれません。卒業ができなければ教員免許状は取得できませんので、まずは共通教育科目・専門科目を着実に修得するようにして下さい。教職科目に専念しすぎて専門科目がおろそかにならないようにして下さい。また3学年末で4学年の進級条件(108 単位)を充足できず、4学年に進級できないことがないように注意して下さい。

Q：教員になるつもりはなく、資格だけのつもりですが教職課程を履修してもよいですか？

A：履修することは可能です。何の目的も持たずに履修した場合、免許状を取得するまでには大変困難になる場面があるかもしれません。また教育実習・介護等体験等で他の機関にお世話になりますので、意識のない学生は受入先に変な迷惑になる可能性もあります。きちんと目的意識を持って履修し、免許状を取得して下さい。教員免許状を取得したほとんどの卒業生は、「教職課程を履修して本当によかった」「自分が大きく成長できた」との報告をしています。

Q：教育実習は3 学年でもできますか？就職活動が心配です。

A：全員が4 学年で教育実習を実施します。3 学年ではできません。教育実習期間中（約2～3 週間）の就職活動等は一切認められないことを了解しておいて下さい。ほとんどの学生が就職活動と教育実習をうまく両立して実施しています。

5 教職課程スケジュール (1、2年)

	1 年	2 年
4 月		教職科目履修 教職課程オリエンテーション
		教職課程履修カルテ提出
		取得予定免許や学科によって修得する科目が異なるので、各自、本書を参考に履修登録すること。
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		集中講義『金属加工Ⅰ』『木材加工Ⅰ』 〔技術〕免許履修者のみ、学科により異なる。8月末～9月上旬
9 月	『教職論』履修（秋学期のみ開講） 教職課程オリエンテーション （『教職論』授業内実施）	『介護体験Ⅰ』履修（中学免許履修者全員）
10 月		
11 月		介護等体験申込書配布
12 月		介護等体験＋技術科実習費納入
1 月		
2 月	教職授業料納入（2月～3月下旬）	集中講義 『機械実習』 〔技術〕免許履修者のみ、学科により異なる
3 月	↓	

5 教職課程スケジュール (3、4年)

	3 年	4 年
4 月	教育実習校選定オリエンテーション	教育実習受入承諾書発送 (4 / 1 付)
	教育実習日誌・教育実習の手引き購入	教育実習オリエンテーション (事前指導)
	教育実習校との受入交渉	
	原則として本人がお願いに行く。遠方の場合 は電話等にて連絡し、夏休み中に挨拶に行く。	
5 月	教育実習校調査票提出 (5 月中旬締切)	教育実習順次開始 (実習校打合せ)
	介護等体験順次実施 (社会福祉施設 5 日間) 書類作成・検査実施	教員採用試験願書提出 (受験者のみ)
6 月		教育実習実施期間ピーク
7 月	教育実習内諾書発送 (7 / 1 付)	教員採用試験 1 次試験 (受験者のみ)
		教育実習 (春学期) 実施者事後指導
8 月		教員採用試験 2 次試験 (受験者のみ)
9 月	『教育実習 I』履修	
		教員採用試験 2 次合格発表 (受験者のみ～10 月中旬)
10 月	介護等体験 (宮代特別支援学校 2 日間)	教員免許状一括申請オリエンテーション 申請書類提出締切 (10 月末)
11 月		↓ 教員採用試験合格者研修 (合格者のみ) 教育実習 (秋学期) 実施者事後指導
12 月	↓ ↓ 介護等体験日誌提出 (証明書受取)	
1 月		
2 月		臨任 (常勤・非常勤) 講師採用求人依頼 (希望者のみ)
3 月		学位記授与式 (3 / 20 教員免許状交付)

6 教員免許状取得要件

本学で教員免許状を取得するためには、以下の基礎資格および所定の単位を修得する必要があります。

(1) 基礎資格

- ①一種免許状：学士の学位を有すること。
- ②専修免許状：修士の学位を有すること。

(2) 単位修得要件

下表は、教員免許状取得のために必要な、本学カリキュラム上の最低修得単位数を表しています。

ただし、所属学部・学科・コース・専攻により、最低必要単位数が異なる場合もありますので、詳細は本書を参照してください。

教員免許状の種類 科目名			中学校		高等学校	
			一種	専修	一種	専修
学 部	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2 単位			
		体育	3 単位			
		外国語コミュニケーション	2 単位			
		情報機器の操作	2 単位			
	教育の基礎的理解に関する科目等		30単位		26単位	
	教科及び教科の指導法に関する科目		36単位		40単位	
	大学が独自に設定する科目		0 単位		0 単位	
	介護体験Ⅰ・Ⅱ		1 単位			
	大学院	大学が独自に設定する科目			24単位	
最低修得単位数の合計			76単位	100単位	75単位	99単位

Q&A ②

Q：中学校と高等学校の免許を両方取得する場合は、どちらで教育実習を実施した方がよいでしょうか？

A：中学校免許取得希望者は3週間、高等学校免許取得希望者は2週間になります。中高両方希望する場合は3週間となり、中学校もしくは高等学校のどちらかの教科の教育実習で両方の免許が取得可能です。教科はどちらでも構いませんが、中学校「技術」は実習校に専任の先生がいないケースが多く、受け入れを断られる場合が多いため、高等学校「工業」も取得し、どちらでも実施できるようにしておいた方がよいでしょう。3学年4月に教育実習校選定オリエンテーションを実施します。高等学校の普通科出身で「工業」の免許のみ希望する場合などは受け入れが難しくなりますので早めに教職教育センターに相談に来て下さい。

Q：介護等体験は中学校免許取得希望者だけでよいのでしょうか？

A：中学校「数学」「技術」取得には教育実習の他に3学年に社会福祉施設（5日間）と特別支援学校（2日間）の介護等体験が義務付けられています。そのため事前学習の2学年秋学期「介護体験Ⅰ」を履修し、単位を修得する必要があります。また、介護等体験費も別途必要になります。高等学校免許のみの取得希望者は介護等体験の必要はありません。

6 教員免許状取得要件

I 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許状の取得を希望する者は、以下の科目を、各学科区分に示す条件に従って、卒業までに修得しなければなりません。

表 1 【教育職員免許状申請のために修得すべき科目】

※当表の科目は、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目である

科目区分		科目名	単位	備考
共通 教育 科目	日本国憲法	法学（日本国憲法）	2	左記の科目を修得すること
	体 育	健康と体育	2	左記の科目を修得すること
		健康とスポーツⅠ	1	「健康とスポーツⅠ」、又は「健康とスポーツⅡ」のうち、何れか1単位以上を修得すること
		健康とスポーツⅡ	1	
	外国語コミュニケーション	英会話Ⅰ	1	左記の科目を修得すること
		英会話Ⅱ	1	
専門 科目	情報機器の 操 作	情報リテラシー	2	左記の科目を修得すること

Q&A ③

Q：3学年からの履修で教員免許が取得できますか？

A：できます。ただし、追加履修する教科にもよりますが、短期間で単位を修得しなければならないため、卒業までに修得が難しくなる可能性があります。特に中学校「技術」は実習や集中講義が多いため、極力2学年から履修して下さい。

Q：教員免許を取得すれば教員になれますか？

A：教員免許を取得しただけではなれません。毎年夏に実施される各都道府県の教員採用試験に合格し、採用されて正規の教員になることができます。都道府県によりかなり倍率の差があります。大都市圏は近年大量に採用が増えましたが、地方は依然として高倍率になっています。また採用試験に合格しなかった場合、臨任の講師採用（1年契約）で教員になることも可能です。講師採用は各都道府県により採用方法が異なりますが、教育委員会への登録と校長面接によって決まるケースが多いようです。例年2月～3月頃にならないと求人がありませんのでご承知おください。

本学では「工業」「技術」で現役合格者を毎年数名ずつ輩出しています。採用試験対策も充実しています。他大学でも同様ですが、教員採用試験の現役合格は非常に難しく、合格者の多くは数年間臨任の講師を経験している人です。教員希望者は早めに教職教育センターに相談に来て下さい。

Q：中学校「技術」を取得するとよいと聞きますがどうしてですか？

A：中学校「技術」免許は実習や集中講義が大変多く、履修する単位も多いため、本学で一番取得が難しい教科です。一方で中学校「技術」の免許を取得できる大学は全国的にも少なく、教員採用試験・講師採用には大変有利な科目になります。近年、技術科教員が不足している状況ですので、特に教員志望の学生は極力、中学校「技術」の免許を取得して下さい。

Q：中学校「数学」の教員になりたいのですが・・・

A：本学では平成12年度より中学校「数学」免許を取得できるようになりましたが、本来中学校「技術」の採用に有利ように補助的な免許としていました。他大学（主に教育学部等）では中学校・高等学校「数学」の免許を同時に取得し、数学を専門科目として卒業していますので、本学とは全く状況が異なります。都道府県によっては、中高の免許がないと教員採用試験の「数学」を受験できない場合もあります。今のところ本学で中学校「数学」の現役合格者は出ていませんが、講師採用された中で、数年後採用試験に合格している卒業生もいます。「技術」と「数学」を同時に取得できる大学もほとんどなく、教員採用には大変有利ですので、「数学」の教員を目指す人は「技術」を合わせて取得することが望ましいです。

6 教員免許状取得要件

Ⅱ 教育の基礎的理解に関する科目等

これらの科目は、中学校免許状と高等学校免許状とで、それぞれの免許教科によって修得すべき科目が異なりますので、注意してください。

表2 【教育の基礎的理解に関する科目等】

科 目 名	単 位 数	免 許 教 科			週 時 間 数							
		中 学 校		高 校	1 年		2 年		3 年		4 年	
		数学	技術	工業	春期	秋期	春期	秋期	春期	秋期	春期	秋期
教育原理	2	○	○	○			2(集中)					
教職論	2	○	○	○		2						
教育制度論	2	○	○	○				2(集中)				
学習心理学	2	○	○	○					2(春or秋)			
特別支援教育	1	○	○	○						1		
教育課程論	2	○	○	○			2					
道德教育の指導法	2	○	○						2			
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	○	○	○						2		
教育の方法と技術	2	○	○	○			2(春or秋)					
生徒指導論	2	○	○	○			2(春or秋)					
教育相談	2	○	○	○					2(春or秋)			
進路指導論	2	○	○	○					2(春or秋)			
教育実習Ⅰ	1	○	○	○						2		
教育実習Ⅱ	2			○							2	2
教育実習Ⅲ	4	○	○								2	2
教職実践演習(中・高)	2	○	○	○								2
介護体験Ⅰ	1	○	○					2				
介護体験Ⅱ	0	○	○						1	1		

【履修上の注意】

- ① 各免許教科とも○印が付いた科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 1学年のうちに「教職論」を必ず履修の上、2学年のうちに諸手続をすること。
- ③ 「教育実習Ⅱ・Ⅲ」は、高等学校または中学校で行う教育実習と大学での授業から成る。
高等学校と中学校の免許状を同時に取得する場合は、「教育実習Ⅲ」を履修すること。
- ④ 「教育実習Ⅱ・Ⅲ」は、3学年終了時までに「教職論」「教育実習Ⅰ」、「道德教育の指導法」(中免のみ)、教育実習実施教科の各教科教育法(中学校は8単位、高校は4単位 P20の表を参照)を修得し、「教育原理」「教育制度論」「学習心理学」「特別支援教育」「教育課程論」「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」「教育の方法と技術」「生徒指導論」「教育相談」「進路指導論」の中から14単位以上修得しないと受講できない。また、4学年進級の条件を満たしていなければ受講できない。
- ⑤ 【教育の基礎的理解に関する科目等】の単位は、「卒業に要する単位(124単位)」には含まれない。
- ⑥ 【教育の基礎的理解に関する科目等】は、上記の表に示された学年において履修すること。上位学年配当の科目は履修できない。
- ⑦ 「介護体験Ⅰ」、「介護体験Ⅱ」の詳細については、後述の「8 介護等体験」(P27～)のページを参照のこと。

6 教員免許状取得要件

Ⅲ 教科及び教科の指導法に関する科目

(基幹工学部 機械工学科その1)

教科及び教科の指導法に関する科目は、それぞれの免許によって修得すべき科目が異なります。特別開講科目を除き、卒業に要する単位（124単位）に含まれます。

<高等学校（工業科に関する科目）>

表 3 - 1 【教科及び教科の指導法に関する科目】◎高等学校・工業科に関する科目
(基幹工学部 機械工学科)

科目区分等		必要単位数	授業科目名	単位	授業科目名	単位
教科に関する専門的事項	一般包括的な内容を含んだ授業科目 (共通教育科目)	2	以下の科目から、いずれか1科目2単位を修得すること			
			環境と科学技術	2	地球環境と人間社会	2
	その他の工業の関係科目 (学科専門科目)	30	以下の科目の中から、○印が付いた全ての科目を含み30単位を修得すること			
			○ 機械工作実習	2	機械設計 2	2
			○ 機械C A D	2	機械総合演習 2	2
			機械材料 1	2	インターンシップ	2
			機械材料 2	2	資源環境論	2
			○ 電気工学基礎	2	材料分析	2
			メカトロニクス	2	固体力学	2
			○ 機械ものづくり概論	2	機械加工	2
			○ 機械要素・製図基礎	2	塑性加工	2
			○ 実用機械製図	2	人間工学	2
			○ 材料力学 1	2	応用流体力学	2
			材料力学 2	2	振動工学	2
			○ 機械力学 1	2	機械技術史	2
			機械力学 2	2	環境とエネルギー	2
			○ 熱と流体の力学	2	CAD/CAM/CAE	2
			熱力学	2	溶融加工	2
			流体力学	2	特殊加工	2
			電子工学基礎	2	プラスチック成形加工	2
			デザイン表現技法	2	内燃機関	2
			○ 機械設計 1	2	伝熱工学	2
			○ 機械工学実験 1	2	計測工学	2
			○ 機械工学実験 2	2	ロボット工学	2
			○ 機械の研究	2	マイクロマシン	2
			機械総合演習 1	2	知的財産管理	2
			倫理と技術	2	品質管理	2
			デザイン概論	2	工業デザイン	2
			制御工学	2		
	職業指導		4	※ 職 業 指 導 （3学年で履修すること）		
各教科の指導法		4	※ 工業科教育法 （3学年で履修すること）			
合 計		40				
【履修上の注意】※印科目は特別開講科目であり、卒業に要する単位数（124単位）には含まれない。 詳細は表9を参照すること。						

6 教員免許状取得要件

Ⅲ 教科及び教科の指導法に関する科目

(基幹工学部 機械工学科その2)

< 中学校 (技術科に関する科目) >

表 3 - 2 【教科及び教科の指導法に関する科目】 ◎中学校・技術科に関する科目
(基幹工学部 機械工学科)

科目区分等		教職・指定科目		教職・選択科目		
		授業科目名	単位	授業科目名	単位	備考
教科に関する専門的事項	木材加工	※ 木材加工Ⅰ 実用機械製図	2 2	※ 木材加工Ⅱ	2	選択科目の中から2単位以上修得すること
	金属加工	機械加工	2	機械設計2	2	
		機械設計1	2	塑性加工 溶融加工	2 2	
	機 械	材料力学1	2	機械材料2	2	
		熱と流体の力学	2	材料力学2	2	
		機械材料1	2	材料分析	2	
		機械工学実験1	2	機械力学2	2	
		機械力学1	2	流体力学 振動工学 内燃機関	2 2 2	
	電 気	電気工学基礎 機械工学実験2	2 2			
各教科の指導法	栽培	※ 栽培Ⅰ	2	※ 栽培Ⅱ	2	
	情報とコンピュータ	情報リテラシー	2	メカトロニクス	2	
		※ 技術科教育法Ⅰ ※ 技術科教育法Ⅱ ※ 技術科教育法Ⅲ ※ 中学技術の教材開発	2 2 2 2			

【履修上の注意】①教職・指定科目を全科目修得し、教職・選択科目の単位を2単位以上修得すること。

②※印科目は特別開講科目であり、卒業に要する単位数(124単位)には含まれない。
詳細は表9を参照すること。

< 中学校 (数学科に関する科目) >

表 3 - 3 【教科及び教科の指導法に関する科目】 ◎中学校・数学科に関する科目
(基幹工学部 機械工学科)

科目区分等		教職・指定科目		教職・選択科目		
		授業科目名	単位	授業科目名	単位	備考
教科に関する専門的事項	代数学	代数学Ⅰ	2			選択科目の中から4単位以上修得すること
		代数学Ⅱ	2			
		線形代数Ⅰ	2			
		線形代数Ⅱ	2			
	幾何学	幾何学Ⅰ	2			
		幾何学Ⅱ	2			
	解析学	解析学Ⅰ	2	応用解析	2	
		解析学Ⅱ	2	応用数学Ⅰ	2	
		数学	2	応用数学Ⅱ	2	
	「確率論、統計学」	確率論	2			
統計学		2				
コンピュータ	ソフトウェア基礎	2				
各教科の指導法		※数学科教育法Ⅰ	4			
		※数学科教育法Ⅱ	4			

【履修上の注意】①教職・指定科目を全科目修得し、教職・選択科目の単位を2単位以上修得すること。

②※印科目は特別開講科目であり、卒業に要する単位数(124単位)には含まれない。
詳細は表9を参照すること。

6 教員免許状取得要件

Ⅲ 教科及び教科の指導法に関する科目

(基幹工学部 電気電子通信工学科その1)

教科及び教科の指導法に関する科目は、それぞれの免許によって修得すべき科目が異なります。特別開講科目を除き、卒業に要する単位（124単位）に含まれます。

<高等学校（工業科に関する科目）>

表 4 - 1 【教科及び教科の指導法に関する科目】◎高等学校・工業科に関する科目

(基幹工学部 電気電子通信工学科)

科目区分等			必要単位数	授業科目名	単位	授業科目名	単位
教科に関する専門的事項	一般包括的な内容を含んだ授業科目 (共通教育科目)	2	以下の科目2単位を修得すること				
			環境と科学技術		2		
	その他の工業の関係科目 (学科専門科目)	30	以下の科目の中から、○印が付いた全ての科目を含み30単位を修得すること				
			電気電子通信工学の基礎Ⅰ	2	情報通信伝送	2	
			情報工学の基礎	2	通信機器	2	
			電気電子通信工学の基礎Ⅱ	2	電機エネルギー変換	2	
			○電気回路基礎	2	パワーエレクトロニクス	2	
			○電気回路基礎演習	1	高電圧・放電工学	2	
			デジタル回路	2	電気電子通信工学実験Ⅲa	2	
			電気計測	2	電気電子通信工学実験Ⅲb	2	
			コンピュータアーキテクチャ	2	ネットワークデザイン	2	
			○交流回路	2	システム制御	2	
			交流回路演習	1	音響・画像処理	2	
			○電気磁気学	2	電力発生技術	2	
			電子物性	2	電力応用	2	
			○電気電子通信工学実験Ⅰ	2	電力系統技術	2	
			電気回路応用	2	電気CAD	2	
			電気磁気学応用	2	電気電子通信工学実験Ⅳa	2	
			アナログ回路	2	電気電子通信工学実験Ⅳb	2	
			ワイヤレスネットワーク	2	センシング技術	2	
			プログラミング言語応用	2	電気法規と施設管理	2	
			電子デバイス	2	※機械工学通論	2	
	○電気電子通信工学実験Ⅱ	2					
職業指導		4	※職業指導（3学年で履修すること）				
各教科の指導法		4	※工業科教育法（3学年で履修すること）				
合 計		40					
【履修上の注意】※印科目は特別開講科目であり、卒業に要する単位数（124単位）には含まれない。 詳細は表9を参照すること。							

6 教員免許状取得要件

Ⅲ 教科及び教科の指導法に関する科目

(基幹工学部 電気電子通信工学科その2)

＜中学校（技術科に関する科目）＞

表 4－2 【教科及び教科の指導法に関する科目】 ◎中学校・技術科に関する科目
(基幹工学部 電気電子通信工学科)

科目区分等	教職・指定科目		教職・選択科目		
	授業科目名	単位	授業科目名	単位	備考
教科に関する専門的事項	木材加工	※ 木材加工Ⅰ	2	※ 木材加工Ⅱ	2
	金属加工	※ 金属加工Ⅰ	2	※ 金属加工Ⅱ	2
	機 械	※ 機械工学通論	2		
		※ 機械実習	2		
	電 気	電気回路基礎	2	交流回路演習	1
		電気回路基礎演習	1	電気回路応用	2
		交流回路	2	電気計測	2
		電気磁気学	2	電子物性	2
		電気電子通信工学実験Ⅰ	2	電気電子通信工学実験Ⅲa	2
		電気電子通信工学実験Ⅱ	2	電気電子通信工学実験Ⅲb	2
				電気電子通信工学実験Ⅳa	2
				電気電子通信工学実験Ⅳb	2
	裁 培	※ 栽培Ⅰ	2	※ 栽培Ⅱ	2
		情報とコンピュータ	2	コンピュータアーキテクチャ	2
各教科の指導法		※ 技術科教育法Ⅰ	2		
		※ 技術科教育法Ⅱ	2		
		※ 技術科教育法Ⅲ	2		
		※ 中学技術の教材開発	2		

【履修上の注意】①教職・指定科目を全科目修得し、教職・選択科目の単位を5単位以上修得すること。
②※印科目は特別開講科目であり、卒業に要する単位数（124単位）には含まれない。
詳細は表9を参照すること。

＜中学校（数学科に関する科目）＞

表 4－3 【教科及び教科の指導法に関する科目】 ◎中学校・数学科に関する科目
(基幹工学部 電気電子通信工学科)

科目区分等	教職・指定科目		教職・選択科目		
	授業科目名	単位	授業科目名	単位	備考
教科に関する専門的事項	代数学	代数学Ⅰ	2		
		代数学Ⅱ	2		
		線形代数Ⅰ	2		
		線形代数Ⅱ	2		
	幾何学	幾何学Ⅰ	2		
		幾何学Ⅱ	2		
	解析学	解析学Ⅰ	2	応用解析	2
		解析学Ⅱ	2	システム解析	2
		数学	2	信号処理	2
				応用数学Ⅰ	2
「確率論、統計学」	確率論 統計学	確率論	2		
		統計学	2		
コンピュータ	情報理論 プログラミング言語基礎	情報理論	2	プログラミング言語基礎演習	1
		プログラミング言語基礎	2		
各教科の指導法		※ 数学科教育法Ⅰ	4		
		※ 数学科教育法Ⅱ	4		

【履修上の注意】①教職・指定科目を全科目修得し、教職・選択科目の単位を2単位以上修得すること。
②※印科目は特別開講科目であり、卒業に要する単位数（124単位）には含まれない。
詳細は表9を参照すること。

6 教員免許状取得要件

Ⅲ 教科及び教科の指導法に関する科目

(基幹工学部 応用化学科)

特別開講科目を除き、卒業に要する単位（124単位）に含まれます。

<高等学校（工業科に関する科目）>

表 5 - 1 【教科及び教科の指導法に関する科目】◎高等学校・工業科に関する科目
(基幹工学部 応用化学科)

科目区分等		必要単位数	授業科目名	単位	授業科目名	単位
教科に関する専門的事項	一般包括的な内容を含んだ授業科目 (共通教育科目)	2	以下の科目2単位を修得すること			
			環境と科学技術	2		
	その他の工業の関係科目 (学科専門科目)	30	以下の科目の中から、○印が付いた全ての科目を含み30単位を修得すること			
			○ 応用化学実験Ⅰ	2	機能性無機材料工学	2
			○ 反応工学	2	コロイド・界面化学	2
			○ 無機化学	2	ナノ・バイオデバイス	2
			○ 機器分析化学	2	ナノ材料プロセッシング	2
			電磁気学	2	生体分子工学	2
			○ 応用化学実験Ⅱ	2	先端イオニクス工学	2
			高分子化学	2	先端機能材料化学	2
			材料評価技術	2	先端エレクトロニクス	2
			ナノ材料サイエンス	2	表面化学工学	2
			有機光化学	2	バイオ生産技術	2
			資源循環工学	2	○ 情報リテラシー	2
職業指導		4	※ 職業指導（3学年で履修すること）			
各教科の指導法		4	※ 工業科教育法（3学年で履修すること）			
合 計		40				
【履修上の注意】※印科目は特別開講科目であり、卒業に要する単位数（124単位）には含まれない。 詳細は表9を参照すること。						

6 教員免許状取得要件

Ⅲ 教科及び教科の指導法に関する科目

(先進工学部 ロボティクス学科)

教科及び教科の指導法に関する科目は、それぞれの免許によって修得すべき科目が異なります。特別開講科目を除き、卒業に要する単位（124単位）に含まれます。

＜高等学校（工業科に関する科目）＞

表 6－1 【教科及び教科の指導法に関する科目】◎高等学校・工業科に関する科目
(先進工学部 ロボティクス学科)

科目区分等			必要単位数	授業科目名	単位	授業科目名	単位		
教科に関する専門的事項	工業の関係科目	一般包括的な内容を含んだ授業科目 (共通教育科目)	2	以下の科目2単位を修得すること					
				環境と科学技術	2				
		その他の工業の関係科目 (学科専門科目)	30	以下の科目の中から、○印が付いた全ての科目を含み30単位を修得すること					
				○ ロボット工学演習	2	制御工学Ⅱ	2		
				機械工作実習	1	○ ロボット開発実験Ⅱ	2		
				電気電子工学概論	2	設計製図	2		
				機械製図	2	制御プログラミング	2		
				機械工学概論	2	材料工学	2		
				電子回路	2	計測工学	2		
	制御工学Ⅰ			2	センサ・アクチュエータ工学	2			
○ ロボット開発実験Ⅰ	2	人工知能	2						
ロボット機構学	2								
職業指導		4	※ 職業指導（3学年で履修すること）						
各教科の指導法		4	※ 工業科教育法（3学年で履修すること）						
合 計		40							

【履修上の注意】※印科目は特別開講科目であり、卒業に要する単位数（124単位）には含まれない。
詳細は表9を参照すること。

【履修上の注意】※印科目は特別開講科目であり、卒業に要する単位数（124単位）には含まれない。
詳細は表9を参照すること。

＜中学校（技術科に関する科目）＞

表 6－2 【教科及び教科の指導法に関する科目】◎中学校・技術科に関する科目
(先進工学部 ロボティクス学科)

科目区分等		教職・指定科目		教職・選択科目		
		授業科目名	単位	授業科目名	単位	備考
教科に関する専門的事項	木材加工	※ 木材加工Ⅰ	2	※ 木材加工Ⅱ	2	選択科目の中から10単位以上修得すること
	金属加工	※ 金属加工Ⅰ	2	※ 金属加工Ⅱ	2	
	機 械	ロボット工学演習	2	機械製図	2	
		機械工作実習	1	ロボット機構学	2	
		機械工学概論	2	設計製図	2	
				材料工学	2	
	電 気	電気電子工学概論	2	センサ・アクチュエータ工学	2	
		電子回路	2	人工知能	2	
		ロボット開発実験Ⅰ	2	制御工学Ⅰ	2	
				電磁気学	2	
	栽 培	※ 栽培Ⅰ	2	※ 栽培Ⅱ	2	
	情報とコンピュータ	情報リテラシー	2	制御プログラミング	2	
各教科の指導法		※ 技術科教育法Ⅰ	2			
		※ 技術科教育法Ⅱ	2			
		※ 技術科教育法Ⅲ	2			
		※ 中学技術の教材開発	2			

【履修上の注意】①教職・指定科目を全科目修得し、教職・選択科目の単位を10単位以上修得すること。

②※印科目は特別開講科目であり、卒業に要する単位数（124単位）には含まれない。
詳細は表9を参照すること。

6 教員免許状取得要件

Ⅲ 教科及び教科の指導法に関する科目

(先進工学部 情報メディア工学科その1)

教科及び教科の指導法に関する科目は、それぞれの免許によって修得すべき科目が異なります。特別開講科目を除き、卒業に要する単位（124単位）に含まれます。

＜高等学校（工業科に関する科目）＞

表 7－1 【教科及び教科の指導法に関する科目】◎高等学校・工業科に関する科目 (先進工学部 情報メディア工学科)							
科目区分等			必要単位数	授業科目名	単位	授業科目名	単位
教科に関する専門的事項	工業の関係科目	一般包括的な内容を含んだ授業科目 (共通教育科目)	2	以下の科目 2 単位を修得すること			
				環境と科学技術	2		
	その他の工業の関係科目 (学科専門科目)	30	以下の科目の中から、○印が付いた全ての科目を含み30単位を修得すること				
			メディア情報学	2	オペレーティングシステム	2	
			○ プログラミングⅠ	2	WebプログラミングⅠ	3	
			メディア分析法	2	経営情報システム	2	
			○ プロジェクトマネジメント	2	○ メディアデザインプロジェクトⅢ	2	
			映像製作実習	2	インターンシップ・キャリア工房	2	
			データベース	2	情報ボランティアⅠ	2	
			オブジェクト指向プログラミング	3	インタラクションデザイン	2	
			○ メディアデザインプロジェクトⅠ	2	C Gアニメーション	2	
			情報アーキテクチャ	2	WebプログラミングⅡ	3	
Webデザイン	3	情報セキュリティ	2				
ソフトウェア工学	3	○ メディアデザインプロジェクトⅣ	2				
サービス工学と品質	2	情報ボランティアⅡ	2				
○ メディアデザインプロジェクトⅡ	2	Webアプリケーション	3				
デザインリサーチ	2	情報ボランティアⅢ	2				
コンピュータビジョン	2	※電気電子基礎・演習	3				
ゲームプログラミング	2	※機械工学通論	2				
職業指導		4	※職業指導 (3学年で履修すること)				
各教科の指導法		4	※工業科教育法 (3学年で履修すること)				
合 計		40					
【履修上の注意】※印科目は特別開講科目であり、卒業に要する単位数(124単位)には含まれない。 詳細は表9を参照すること。							

＜中学校（技術科に関する科目）＞

表 7－2 【教科及び教科の指導法に関する科目】◎中学校・技術科に関する科目 (先進工学部 情報メディア工学科)						
科目区分等		教職・指定科目		教職・選択科目		
		授業科目名	単位	授業科目名	単位	備考
教科に関する専門的事項	木材加工	※ 木材加工Ⅰ	2	※ 木材加工Ⅱ	2	選択科目の中から13単位以上修得すること
	金属加工	※ 金属加工Ⅰ	2	※ 金属加工Ⅱ	2	
	機 械	※ 機械実習	2			
		※ 機械工学通論	2			
	電 気	※ 電気電子基礎・演習	3	物理Ⅰ	2	
	栽 培	※ 栽培Ⅰ	2	※ 栽培Ⅱ	2	
	情報とコンピュータ	プログラミングⅠ	2	メディア分析法	2	
				映像製作実習	2	
				オブジェクト指向プログラミング	3	
				情報アーキテクチャ	2	
				デザインリサーチ	2	
オペレーティングシステム				2		
WebプログラミングⅠ				3		
インタラクションデザイン				2		
各教科の指導法	※ 技術科教育法Ⅰ ※ 技術科教育法Ⅱ ※ 技術科教育法Ⅲ ※ 中学技術の教材開発	2 2 2 2	WebプログラミングⅡ	3		
			情報セキュリティ	2		

【履修上の注意】①教職・指定科目を全科目修得し、教職・選択科目の単位を13単位以上修得すること。
②※印科目は特別開講科目であり、卒業に要する単位数（124単位）には含まれない。
詳細は表9を参照すること。

6 教員免許状取得要件

Ⅲ 教科及び教科の指導法に関する科目

(先進工学部 情報メディア工学科その2)

< 中学校 (数学科に関する科目) >

表 7 - 3 【教科及び教科の指導法に関する科目】 ◎中学校・数学科に関する科目
(先進工学部 情報メディア工学科)

科目区分等		教職・指定科目		教職・選択科目		
		授業科目名	単位	授業科目名	単位	備考
教科に関する専門的事項	代数学	代数学Ⅰ	2			選択科目の中から2単位以上修得すること
		代数学Ⅱ	2			
		線形代数Ⅰ	2			
		線形代数Ⅱ	2			
	幾何学	幾何学Ⅰ	2			
		幾何学Ⅱ	2			
	解析学	解析学Ⅰ	2	応用解析	2	
		解析学Ⅱ	2	応用数学Ⅰ	2	
		数学	2	応用数学Ⅱ	2	
	「確率論、統計学」	確率論	2	経済性工学	2	
		統計学	2	システム最適化	2	
コンピュータ	数理情報	2	人工知能	2		
	プログラミングⅡ	2				
各教科の指導法		※ 数学科教育法Ⅰ	4			
		※ 数学科教育法Ⅱ	4			

【履修上の注意】 ①教職・指定科目を全科目修得し、教職・選択科目の単位を2単位以上修得すること。

②※印科目は特別開講科目であり、卒業に要する単位数（124単位）には含まれない。
詳細は表9を参照すること。

6 教員免許状取得要件

Ⅲ 教科及び教科の指導法に関する科目

(建築学部 建築学科その1)

教科及び教科の指導法に関する科目は、それぞれの免許によって修得すべき科目が異なります。特別開講科目を除き、卒業に要する単位（124単位）に含まれます。

<高等学校（工業科に関する科目）>

表 8 - 1 【教科及び教科の指導法に関する科目】◎高等学校・工業科に関する科目

(建築学部 建築学科)

科目区分等		必要単位数	授業科目名	単位	授業科目名	単位
教科に関する専門的事項	一般包括的な内容を含んだ授業科目 (共通教育科目)	2	以下の科目2単位を修得すること			
			環境と科学技術	2		
	その他の工業の関係科目 (学科専門科目)	30	以下の科目の中から、○印が付いた全ての科目を含み30単位を修得すること			
			○ 建築表現	3	鋼構造	2
			建築図法	2	地盤工学	3
			○ 建築設計Ⅰ	3	建築設計Ⅴ	3
			○ 建築計画Ⅰ	2	まちづくりと地域計画	2
			○ 建築のしくみ	2	世界遺産とアジアの建築	2
			○ 構造計画	2	建築作品と設計手法	2
			近代建築史	2	構造工学演習	2
			○ 構造力学・演習Ⅰ	3	構造力学・演習Ⅳ	3
			環境工学Ⅰ	2	建築・都市の設備計画	2
			西洋建築史	2	電気設備	2
			構造力学・演習Ⅱ	3	デッサン・造形演習	1
			環境工学Ⅱ	2	環境共生住宅	2
			建築法規	2	ケア空間体験実習	1
			日本建築史	2	ヒューマンケアと生活空間	1
			建築設備	2	建築仕上材料	2
			施工と監理	2	住空間の設計	3
			住宅史	2	インテリアCADⅠ	2
			現代建築論	2	高齢者・障がい者の生活と空間	2
			建築積算	2	環境共生の設計	3
			建築と住まい	1	インテリアの空間構成	2
			環境計画	2	インテリアワークショップ	2
			建築設計Ⅱ	3	ライフスタイルと住空間	2
			建築CADⅠ	2	木造住宅の構造	2
			建築計画Ⅱ	2	インテリアCADⅡ	2
			建築材料	2	福祉空間の設計	3
			建築設計Ⅲ	3	協働デザインの手法	2
			建築CADⅡ	2	工芸デザイン	2
建築計画Ⅲ			2	デジタルプレゼンテーション	2	
木質構造			2	インテリアの空間演出	2	
鉄筋コンクリート構造	2	生活空間実験演習	2			
建築環境実験演習	3	生活空間の設計Ⅰ	3			
建築設計Ⅳ	3	福祉施設の計画	2			
建築プレゼンテーション	2	生活空間の設計Ⅱ	3			
建築基準法と都市計画	2	まちづくりと福祉	2			
空間構成論	2	※ 電気電子基礎・演習	3			
構造・材料実験演習	3	※ 機械工学通論	2			
構造力学・演習Ⅲ	3					
職業指導		4	※ 職業指導（3学年で履修すること）			
各教科の指導法		4	※ 工業科教育法（3学年で履修すること）			
合 計		40				
【履修上の注意】※印科目は特別開講科目であり、卒業に要する単位数（124単位）には含まれない。 詳細は表9を参照すること。						

6 教員免許状取得要件

Ⅲ 教科及び教科の指導法に関する科目

(建築学部 建築学科その2)

＜中学校（技術科に関する科目）＞

表 8－2 【教科及び教科の指導法に関する科目】 ◎中学校・技術科に関する科目 (建築学部 建築学科)						
科目区分等	教職・指定科目		教職・選択科目			
	授業科目名	単位	授業科目名	単位	備考	
教科に関する専門的事項	木材加工	建築表現	3	※ 木材加工Ⅰ	2	選択科目の中から7単位以上修得すること
		建築設計Ⅰ	3	※ 木材加工Ⅱ	2	
		木質構造もしくは木造住宅の構造	2	建築図法	2	
				建築計画Ⅰ	2	
				建築のしくみ	2	
				建築設計Ⅱ	3	
				建築CADⅠ	2	
				建築材料	2	
				建築設計Ⅲ	3	
				建築CADⅡ	2	
各教科の指導法	金属加工	※ 金属加工Ⅰ	2	※ 金属加工Ⅱ	2	
		※ 機械工学通論	2			
		※ 機械実習	2			
		※ 電気電子基礎・演習	3			
		※ 栽培Ⅰ	2	※ 栽培Ⅱ	2	
		情報リテラシー	2			
		※ 技術科教育法Ⅰ	2			
		※ 技術科教育法Ⅱ	2			
		※ 技術科教育法Ⅲ	2			
		※ 中学技術の教材開発	2			

【履修上の注意】①教職・指定科目を全科目修得し、教職・選択科目の単位を7単位以上修得すること。
②※印科目は特別開講科目であり、卒業に要する単位数（124単位）には含まれない。
詳細は表9を参照すること。

＜中学校（数学科に関する科目）＞

表 8－3 【教科及び教科の指導法に関する科目】 ◎中学校・数学科に関する科目 (建築学部 建築学科)						
科目区分等	教職・指定科目		教職・選択科目			
	授業科目名	単位	授業科目名	単位	備考	
教科に関する専門的事項	代数学	代数学Ⅰ	2	線形代数Ⅰ	2	選択科目の中から8単位以上修得すること
		代数学Ⅱ	2	線形代数Ⅱ	2	
	幾何学	幾何学Ⅰ	2			
		幾何学Ⅱ	2			
	解析学	解析学Ⅰ	2	応用解析	2	
		解析学Ⅱ	2	応用数学Ⅰ	2	
		数学	2	応用数学Ⅱ	2	
	「確率論、統計学」	確率論	2			
		統計学	2			
	コンピュータ	情報処理	2			
各教科の指導法	※ 数学科教育法Ⅰ	4				
		※ 数学科教育法Ⅱ	4			

【履修上の注意】①教職・指定科目を全科目修得し、教職・選択科目の単位を2単位以上修得すること。
②※印科目は特別開講科目であり、卒業に要する単位数（124単位）には含まれない。
詳細は表9を参照すること。

6 教員免許状取得要件

Ⅲ 教科及び教科の指導法に関する科目

(特別開講科目)

※特別開講科目について

表9は、教科に関する科目のうち、特別開講科目として開講されるものです。所属する学部・学科によって修得すべき科目が異なるので、表をよく参照の上履修して下さい。

表9 【教科及び教科の指導法に関する科目（特別開講科目）】

◎高等学校・工業科に関する科目

◎中学校・技術科に関する科目

◎中学校・数学科に関する科目

科 目 名		単 位 数	対象学部・学科							週 時 間 数					
			基幹工学部 機械工学科	基幹工学部 電気電子通信工学科	基幹工学部 応用化学科	先進工学部 ロボティクス学科	先進工学部 情報メディア工学科	建築学部 建築学科		2 年		3 年		4 年	
										春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
るに工 科 関 業 目 す 科	職業指導	4	◎	◎	◎	◎	◎	◎				2 (通年科目)	2		
	工業科教育法	4	◎	◎	◎	◎	◎	◎				2 (通年科目)	2		
技 術 科 に 関 す る 科 目	木材加工Ⅰ	2	◎	◎		◎	◎	○	4(集中)						
	木材加工Ⅱ	2	○	○		○	○	○		2					
	金属加工Ⅰ	2		◎		◎	◎	◎	4(集中)						
	金属加工Ⅱ	2		○		○	○	○			2				
	栽培Ⅰ	2	◎	◎		◎	◎	◎	2						
	栽培Ⅱ	2	○	○		○	○	○		2					
	機械実習	2		◎			◎	◎		4(集中)					
	機械工学通論	2		◎			◎	◎					2	2	
	電気電子基礎・演習	3					◎	◎					4	4	
	技術科教育法Ⅰ	2	◎	◎		◎	◎	◎	2						
	技術科教育法Ⅱ	2	◎	◎		◎	◎	◎		2					
	技術科教育法Ⅲ	2	◎	◎		◎	◎	◎			2				
	中学技術の教材開発	2	◎	◎		◎	◎	◎					2		
るに数 科 関 学 目 す 科	数学科教育法Ⅰ	4	◎	◎			◎	◎	2 (通年科目)	2					
	数学科教育法Ⅱ	4	◎	◎			◎	◎				2 (通年科目)	2		

- 【履修上の注意】① 特別開講科目は、卒業に要する単位（124単位）には含まれない。
 ② 「木材加工Ⅰ」「金属加工Ⅰ」「栽培Ⅰ」及び「機械実習」は2学年で履修すること。
 ③ 「機械工学通論」及び「電気電子基礎・演習」については、3学年もしくは4学年で履修すること。
 （機械工学通論：3年/情報メディア工学科・建築学科 4年/電気電子通信工学科
 電気電子基礎・演習：3年/建築学科 4年/情報メディア工学科）
 ④ 「職業指導」「工業科教育法」は3学年で履修すること（通年科目）。
 ⑤ 「数学科教育法Ⅰ」は2学年で、「数学科教育法Ⅱ」は3学年で履修すること（通年科目）。
 ◎指定科目
 ○選択科目

6 教員免許状取得要件

Ⅳ 大学が独自に設定する科目

(大学院 環境共生システム学専攻)

高等学校・工業科専修免許状を取得する場合には、一種免許状に必要な科目に加えて、下記の「工業の関係科目」を、中学校・技術科専修免許状を取得する場合には、一種免許状に必要な科目（介護等の体験を含む）に加えて、下記の「技術の関係科目」を修得しなければなりません。

＜高等学校（工業科に関する科目）及び中学校（技術科に関する科目）＞

表 10－1 【教科及び教科の指導法に関する科目】

◎高等学校・工業科に関する科目

(環境共生システム学専攻)

区分	科目区分	必要単位数	授業科目名	単位	授業科目名	単位
大学院	教科及び教科の指導法に関する科目（工業の関係科目）	24	以下の科目の中から、24単位以上を修得すること			
			バイオマテリアル特論	2	機械材料学特論	2
			メディカルエンジニアリング特論	2	電子材料学特論	2
			ナノ・バイオシステム特論	2	先端マテリアル特論	2
			タンパク質工学特論	2	環境熱工学特論	2
			エネルギー・環境システム特論	2	自然エネルギー特論	2
			環境学特論	2	交通現象解析特論	2
			量子化学特論	2	交通工学特論	2
			光化学特論	2	機能性材料特論	2
			資源循環プロセス工学特論	2	材料プロセス工学特論	2
			材料熱力学特論	2	表面物理特論	2
			物理化学特論	2	表面分析特論	2
			材料電磁気学特論	2	機能性流体工学特論	2
			分子組織化学特論	2	応用数理工学特論	2
			ナノ材料機能特論	2	新素材プロセス特論	2
			植物分子機能学特論Ⅰ	2	環境共生システムプロジェクトⅠ	2
			植物分子機能学特論Ⅱ	2	環境共生システムプロジェクトⅡ	2

表 10－2 【教科及び教科の指導法に関する科目】

◎中学校・技術科に関する科目

(環境共生システム学専攻)

区分	科目区分	必要単位数	授業科目名	単位	授業科目名	単位
大学院	教科及び教科の指導法に関する科目（技術の関係科目）	24	以下の科目の中から、24単位以上を修得すること			
			エネルギー・環境システム特論	2	環境熱工学特論	2
			環境学特論	2	自然エネルギー特論	2
			量子化学特論	2	交通現象解析特論	2
			光化学特論	2	交通工学特論	2
			資源循環プロセス工学特論	2	機能性材料特論	2
			材料熱力学特論	2	材料プロセス工学特論	2
			分子組織化学特論	2	表面物理特論	2
			ナノ材料機能特論	2	表面分析特論	2
			植物分子機能学特論Ⅰ	2	機能性流体工学特論	2
			植物分子機能学特論Ⅱ	2	新素材プロセス特論	2
			機械材料学特論	2	環境共生システムプロジェクトⅠ	2
			電子材料学特論	2	環境共生システムプロジェクトⅡ	2
			先端マテリアル特論	2		

6 教員免許状取得要件

Ⅳ 大学が独自に設定する科目

(大学院 機械システム工学専攻)

高等学校・工業科専修免許状を取得する場合には、一種免許状に必要な科目に加えて、下記の「工業の関係科目」を、中学校・技術科専修免許状を取得する場合には、一種免許状に必要な科目（介護等の体験を含む）に加えて、下記の「技術の関係科目」を修得しなければなりません。

<高等学校（工業科に関する科目）及び中学校（技術科に関する科目）>

表 1 1 - 1 【教科及び教科の指導法に関する科目】

◎高等学校・工業科に関する科目

(機械システム工学専攻)

区分	科目区分	必要単位数	授業科目名	単位	授業科目名	単位
大学院	教科及び教科の指導法に関する科目（工業の関係科目）	24	以下の科目の中から、24単位以上を修得すること			
			機械材料学特論	2	流体工学特論	2
			新素材プロセス特論	2	機能ロボティクス特論	2
			電子材料学特論	2	ロボットビジョン特論	2
			固体力学特論	2	医用工学特論	2
			微細デバイス技術特論	2	計測工学特論	2
			光テクノロジー特論	2	塑性加工学特論	2
			CAD/CAM工学特論	2	成形加工学特論	2
			メカトロニクス特論	2	機械加工学特論	2
			ロボット機構学特論	2	生産工学特論	2
			燃焼工学特論	2	マイクロ加工学特論	2
			制御工学特論	2	ビジネスプランニングプロジェクトⅠ	2
			実用デジタル制御特論	2	ビジネスプランニングプロジェクトⅡ	2

表 1 1 - 2 【教科及び教科の指導法に関する科目】

◎中学校・技術科に関する科目

(機械システム工学専攻)

区分	科目区分	必要単位数	授業科目名	単位	授業科目名	単位
大学院	教科及び教科の指導法に関する科目（技術の関係科目）	24	以下の科目の中から、24単位以上を修得すること			
			機械材料学特論	2	流体工学特論	2
			新素材プロセス特論	2	機能ロボティクス特論	2
			電子材料学特論	2	ロボットビジョン特論	2
			固体力学特論	2	医用工学特論	2
			微細デバイス技術特論	2	計測工学特論	2
			光テクノロジー特論	2	塑性加工学特論	2
			CAD/CAM工学特論	2	成形加工学特論	2
			メカトロニクス特論	2	機械加工学特論	2
			ロボット機構学特論	2	マイクロ加工学特論	2
			燃焼工学特論	2	生産工学特論	2
			制御工学特論	2	ビジネスプランニングプロジェクトⅠ	2
			実用デジタル制御特論	2	ビジネスプランニングプロジェクトⅡ	2

6 教員免許状取得要件

Ⅳ 大学が独自に設定する科目

(大学院 電子情報メディア工学専攻)

高等学校・工業科、情報科専修免許状を取得する場合には、一種免許状に必要な科目に加えて、免許教科毎に指定された下記の科目を、中学校・技術科専修免許状を取得する場合には、一種免許状に必要な科目（介護等の体験を含む）に加えて、次頁の「技術の関係科目」を修得しなければなりません。

＜高等学校（工業科に関する科目）及び高等学校（情報科に関する科目）＞

表 1 2 - 1 【教科及び教科の指導法に関する科目・教育の基礎的理解に関する科目等】

◎高等学校・工業科に関する科目

(電子情報メディア工学専攻)

区分	科目区分	必要単位数	授業科目名	単位	授業科目名	単位
大学院	教科及び教科の指導法に関する科目（工業の関係科目）	24	以下の科目の中から、24単位以上を修得すること			
			先端マテリアル特論	2	計算知能工学特論	2
			デバイスプロセス特論	2	情報ネットワーク工学特論	2
			電子物性特論	2	情報システム性能評価特論	2
			半導体物性特論	2	プログラム意味解析特論	2
			電子制御工学特論	2	無線通信システム工学特論	2
			情報制御システム特論	2	電磁波工学特論	2
			アナログ集積回路特論	2	アンテナ工学特論	2
			アナログ集積回路応用特論	2	自律分散システム特論	2
			電気電子計測特論	2	次世代デバイス応用セミナーⅠ	2
			電気接点特論	2	次世代デバイス応用セミナーⅡ	2
			電気機器制御特論	2	次世代メディア開発セミナーⅠ	2
			電気エネルギー工学特論	2	次世代メディア開発セミナーⅡ	2
	適応信号処理特論	2				
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		教育工学特論	2		

表 1 2 - 2 【教科及び教科の指導法に関する科目・教育の基礎的理解に関する科目等】

◎高等学校・情報科に関する科目

(電子情報メディア工学専攻)

区分	科目区分	必要単位数	授業科目名	単位	授業科目名	単位
大学院	教科及び教科の指導法に関する科目（情報の関係科目）	24	以下の科目の中から、24単位以上を修得すること			
			情報システム信頼性特論	2	マルチメディア通信特論	2
			ソフトコンピューティング特論	2	写真メディア特論	2
			最適フィルタ状態推定特論	2	情報検索特論	2
			エージェント技術特論	2	Web情報処理特論	2
			クラウドコンピューティング特論	2	画像認識特論	2
			ユビキタスネットワーク特論	2	映像メディア解析特論	2
			論理回路特論	2	情報・メディア教育特論	2
			グループウェア特論	2	コンピュータゲーム設計特論	2
			進化システム特論	2	次世代情報技術セミナーⅠ	2
			コンピュータビジョン特論	2	次世代情報技術セミナーⅡ	2
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		教育工学特論	2		

< 中学校（技術科に関する科目） >

表 1 2 - 3 【教科及び教科の指導法に関する科目・教育の基礎的理解に関する科目等】						
◎中学校・技術科に関する科目				(電子情報メディア工学専攻)		
区分	科目区分	必要単位数	授業科目名	単位	授業科目名	単位
大学院	教科及び教科の指導法に関する科目（技術の関係科目）	24	以下の科目の中から、24単位以上を修得すること			
			先端マテリアル特論	2	計算知能工学特論	2
			デバイスプロセス特論	2	情報ネットワーク工学特論	2
			電子物性特論	2	情報システム性能評価特論	2
			半導体物性特論	2	プログラム意味解析特論	2
			電子制御工学特論	2	無線通信システム工学特論	2
			情報制御システム特論	2	電磁波工学特論	2
			アナログ集積回路特論	2	アンテナ工学特論	2
			アナログ集積回路応用特論	2	自律分散システム特論	2
			電気電子計測特論	2	次世代デバイス応用セミナーⅠ	2
			電気接点特論	2	次世代デバイス応用セミナーⅡ	2
			電気機器制御特論	2	次世代メディア開発セミナーⅠ	2
			電気エネルギー工学特論	2	次世代メディア開発セミナーⅡ	2
			適応信号処理特論	2		
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	24				
			教育工学特論	2		

6 教員免許状取得要件

Ⅳ 大学が独自に設定する科目

(大学院 建築デザイン学専攻)

高等学校・工業科専修免許状を取得する場合には、一種免許状に必要な科目に加えて、下記の「工業の関係科目」を修得しなければなりません。

<高等学校（工業科に関する科目）>

表 1 3 - 1 【教科及び教科の指導法に関する科目】

◎高等学校・工業科に関する科目

(建築デザイン学専攻)

区分	科目区分	必要単位数	授業科目名	単位	授業科目名	単位
大学院	教科及び教科の指導法に関する科目（工業の関係科目）	24	以下の科目の中から、24単位以上を修得すること			
			都市建築の設計	2	近代の都市と建築	2
			建築空間の構成システム	2	住宅史特論	2
			集合住宅計画論	2	木質構造設計論	2
			地域設計論	2	鋼構造特論	2
			福祉生活環境論	2	シェル構造設計論	2
			福祉のまちづくり特論	2	空間構造特論	2
			住まいの民俗文化	2	建築材料と人間工学	2
			祭祀と儀礼の建築空間	2	都市環境設計論	2
			生活環境形成論	2	暑熱適応の空間計画特論	2
			福祉空間設計論	2	建築設計と材料性能	2
			公共空間の設計	2	建築空気環境特論	2
			空間認知論	2	建築環境設計論	2
			街路空間設計論	2	住まい環境設計論	2
			施設利用行動モデル論	2	建築熱環境特論	2
			施設規模・配置設計論	2	プロジェクト演習Ⅰ	2
			建築文化リテラシー	2	プロジェクト演習Ⅱ	2
			建築設計と構法	2	建築設計インターンシップ	2
			建築表現の手法	2	建築設計スタジオⅠ	2
			組積造建築技術史特論	2	建築設計スタジオⅡ	2
			建築技術史と修復設計論	2		

7 履修登録

卒業と同時に教員免許状を取得するためには、効率よく時間割を組み、必要科目を履修・単位修得していく必要があります。原則としては、次の順序で履修登録をしてください。

- ① 所属学部 of 卒業に必要な必修科目・選択科目を登録します。
- ② その上で、時間割の重複しない時限に教員免許状に必要な科目を登録します。
その際、3 学年末までに修得しなければならない科目を優先して登録します。
詳しくは、教職教育センターで作成している「時間割表」を参照すると分かりやすいです。
- ③ 履修登録科目に間違いがないか、履修登録にエラーが出ていないか、必ず確認してください。
- ④ 履修登録した科目は、確実に単位を修得します。
- ⑤ 登録は、履修登録受付期間内に行い、修正期間後は、一切登録はできません。
- ⑥ 登録上不明な点は、教務課あるいは教職教育センターまでお問い合わせください。

8 介護等体験（中学校教員免許状取得に必要）

（１）概要

平成10年（1998）４月１日から介護等体験特例法が施行されました。この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性を鑑み、教員としての資質向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、中学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者（障害者、障がい者、以降は障がい者と表記）・高齢者等に対する介護等の体験が義務付けられました。

（２）体験内容

体験内容は、「介護、介助の補助のほか、障がい者等の話し相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯のように、障がい者等と直接接触することではないが、特別支援学校や社会福祉施設の職員に必要とされる業務の補助など」に加え、以下の例示するような幅広いものです。

【例示】

- ① 施設利用者との交流（話し相手）、学習活動の援助、授産活動
- ② 施設利用者の介助・保育、養育の補助
- ③ 施設が実施する行事、サークル活動等の施設業務の補助
- ④ 洗濯、掃除等の日常業務の補助
- ⑤ その他、施設が用意した活動への参加

（３）対象者・履修学年

中学校教諭免許状取得希望者を対象とし、３学年に実施します。

科目名	単位数	対象学科						週時間数			
		機械工学科	電気電子通信工学科	応用化学科	ロボティクス学科	情報メディア工学科	建築学科	２年		３年	
								春学期	秋学期	春学期	秋学期
介護体験Ⅰ	1	○	○		○	○	○		2		
介護体験Ⅱ	0	○	○		○	○	○			1	1

- ・介護等の体験は、卒業に要する単位（124単位）には含まれません。
- ・「介護体験Ⅰ」は「介護体験Ⅱ」の事前指導であり、この単位を修得していない場合、「介護体験Ⅱ」を受講できません。
- ・「介護体験Ⅱ」は社会福祉施設での体験（５日間）と特別支援学校での体験（２日間）及び大学での授業からなっています。

（４）履修上の注意（法律の趣旨をよく理解してください）

- ・介護等体験は、将来教員となる強い意志を持った中学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする者のために設けられた制度です。単に免許状を取得するためだけの手段ではありません。
- ・日本国憲法や教育基本法に示されている「教育の理念」や「目的」を深く認識し、人権尊重の精神に徹して、障がい者や高齢者とどのように接するのかを心がけてください。障がい者や高齢者の日常活動等を阻害するような言動などがないように注意してください。

- ・介護等体験中は、実施校及び実施施設の方針や規則に従い、目的を持って積極的に体験を行いましょう。
- ・介護等体験中に知り得た障がい者や高齢者の個人情報（写真撮影を含む）を他者に漏らしたりすることは厳禁です。このことは、施設に勤務する職員に対しても同様です。
- ・介護等体験中は特に健康、安全に注意し、良好な体調維持を心がけましょう。
- ・介護等体験の実施期日については、実施校及び実施施設の受入れ準備の都合等もあるため、原則として変更や自己都合の欠席はできません。上記の点に違反した場合、実施校（実施施設）の正常な活動に支障をきたすと実施校（実施施設）の長が判断したときは、体験を中止する場合があります。

（５）「介護体験Ⅰ」の履修（２学年秋学期）

この授業において履修申込手続きについての詳細な説明を行います。

出席しない場合は、次年度に「介護体験Ⅱ」を履修することはできません。

（６）「介護体験Ⅱ」の履修申込（２学年１１月～１２月頃）

履修登録にあたっては、履修年度の前年に、教育委員会及び社会福祉協議会への申込手続きが必要です。「介護等体験申込書」を指定された期間内に提出し、技術科実習費とともに介護等体験費用を納入してください。介護等体験費用は８,０００円程度です。

（７）履修条件

「介護体験Ⅰ」の授業で説明を受けた各種手続きを行います。

- ・「介護等体験申込書」の提出
- ・介護等体験費用の振込
- ・麻疹（はしか）に対する免疫があることの証明書の提出。（詳細については、p 31「９教育実習」の項目を参照。）

（８）体験期間（３学年４月頃）



<注意> 昼食代等が実費で徴収されます。（各施設により異なります）

（９）体験報告

７日間の体験終了後、１週間以内に「介護等体験日誌」及び「介護等体験証明書」を提出してください。

<介護等体験証明書について>

- ・特別支援学校で２日間、社会福祉施設で５日間の体験終了後、学校及び施設から「介護等体験証明書」が発行されます。この証明書は中学校教諭免許状申請の際に必要となります。また、再発行はされませんので紛失しないように注意してください。

(10) 大学の授業欠席手続きについて

介護等体験の体験期間内に大学で行われる授業については、特別支援学校、社会福祉施設それぞれの体験開始前に教職教育センターにて手続きの上「介護等体験実施証明書」と「欠席届（教務課扱い）」を担当教員に提出することになります。

(11) その他

説明会の日程は教職教育センター掲示板及びポータルサイトにて案内しています。自己都合で欠席したり手続きを怠ったりした場合は、介護等体験を実施することができません。

また、申込後の辞退や納入した費用の返金はありません。

(12) 実施スケジュール（年度により変更があることもあります）

	時 期	手続等	詳 細
2 学 年	9 月	介護体験Ⅰ履修	介護等体験日誌、証明書を渡します
	11月～12月頃	介護等体験申込	●社会福祉施設は、埼玉県社会福祉協議会を通して調整 ●介護等体験費と3学年技術科実習費をあわせて入金
	3月下旬	麻疹抗体検査	大学の健康診断時に麻疹抗体検査を実施
3 学 年	4 月	介護体験Ⅱ履修	
	4 月頃	施設決定	県ごとに決定通知が届き次第、本人に連絡、あわせて必要書類と日程を確認
	5 月～翌年1 月	介護等体験実施	特別支援学校2日間（例年10月～11月） 社会福祉施設5日間（各施設により異なる）
	9 月～10月頃	特別支援学校 オリエンテーション	特別支援学校の先生が来学し、オリエンテーションの実施
	介護等体験終了後	介護等体験日誌提出	●介護等体験証明書 社会福祉施設及び特別支援学校各1部 ●体験日誌の提出 社会福祉施設（5日分）及び特別支援学校（2日分） ※介護等体験終了後、速やかに「介護体験Ⅱ」の担当教員に提出

9 教育実習について

(1) 概要

教育実習は、教員になるという強い決意を前提に、教壇に立って授業する経験を得るだけでなく、教育活動全体の認識と理解を深め、教員として必要な技能・態度等を身に付けることが目的です。

また、教育実習は教職課程の集大成となる科目で、大学での事前・事後指導と実習校の厚意と協力によって行われるものです。大学の責任ある指導と実習生の真に教職を目指す姿勢が求められます。

(2) 履修条件

教育実習の安易な履修は、実習校に多大な迷惑を及ぼすことになるため、以下の履修条件があります。

- ・ 3 学年に「教育実習Ⅰ」の単位を修得していること。
- ・ 教育実習関連のオリエンテーションに出席し、必要な手続きを終えていること。
- ・ 3 年終了時まで、後述する「教育実習の履修資格条件」を満たすこと。

(3) 教職オリエンテーション（3 学年 4 月）

3 学年の教職オリエンテーションに出席し、所定の手続きを進めることで、教育実習を実施するという意志があるものとみなします。また、3 学年終了時まで、「教育実習の履修資格条件」を満たすことが条件となります。

(4) 教育実習の内諾

オリエンテーションで配布する「教育実習校調査票」を5月中に教職教育センターに提出します。大学側から7月1日付にて各実習校へ内諾依頼の文書を送ります。（詳細は教職オリエンテーションで説明します。）

内諾を得た後の教育実習辞退は、実習校に多大な迷惑を及ぼすとともに、次年度以降の本学実習生にも影響を与えることになります。実習校と大学間で文書を取り交わしていますので、やむを得ない事情を除き安易な辞退はしないでください。

(5) 教育実習の時期等

実習校での教育実習は、4 学年の5月～11月の間に、取得希望免許状の種類に応じて下表のとおり実施されます。なお、実習期間中の勤務内容・出退校時刻などは実習校の教職員に準じることが原則です。

取得希望教員免許状	履修科目	実習先	実習期間
高等学校教諭免許状	教育実習Ⅱ	高等学校	2 週間
中学校教諭免許状	教育実習Ⅲ	中学校	3 週間
中学校教諭・高等学校教諭 両方の免許状		または、高等学校	

（６）教育実習の単位認定

「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」の成績評価については、実習校からの「教育実習評価票」実習生の「教育実習報告書」及び「教育実習日誌」事前事後指導での課題等を総合評価し、教育実習の履修年度末に単位が認定されます。

（７）大学の授業を欠席するための手続について

実習校での実習期間内に大学で行われる授業については、実習の開始前に教職教育センターにて「教育実習実施証明書」の押印をもらい「欠席届（教務課扱い）」を担当教員に提出することになります。

（８）教育実習の履修資格条件

Check 1

3学年終了時まで「教職論」、「教育実習Ⅰ」、教育実習実施教科の各教科教育法（中学校は8単位＋「道德教育の指導法」、高校は4単位）を修得し、「教育原理」、「教育制度論」、「学習心理学」、「特別支援教育」、「教育課程論」、「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」、「教育の方法と技術」、「生徒指導論」、「教育相談」、「進路指導論」の中から14単位以上修得。それらに加えて、4学年進級の条件を満たす。

Check 2

4 学年 4 月 教育実習オリエンテーション出席（「教育実習Ⅱ・Ⅲ」）

Check 3

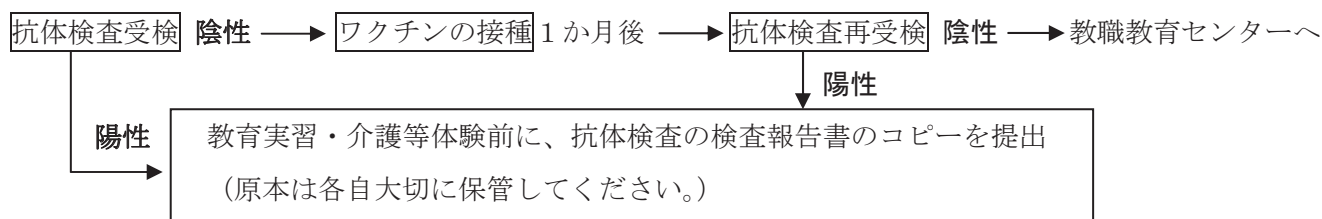
教材研究の方法をマスター、学習指導案が作成できる

（９）麻疹（はしか）の抗体検査について

麻疹については、教育実習・介護等体験を履修する学生に対して、「抗体検査の結果、麻疹に対する免疫があるという医師の証明を必要とすること」という文部科学省から大学への指導がなされています。

本学でも「教育現場に立つものとして当然の配慮」という観点から、教育実習・介護等体験の申し込みの際に、「麻疹の抗体検査の結果、陽性であるという証明（抗体検査の検査報告書）」の提出を義務づけています。個人で抗体検査を受検する場合、その結果がでるまでに1～2週間程度時間を必要としますので、早目の受検をお勧めします。

本学では、春学期の健康診断時に抗体検査をオプションで実施しています。別途費用が掛かりますが、病院における検査より、時間や費用面でかなり容易にできますので、ぜひ受検してください。



教育実習の手続は、3 学年の 4 月からスタートします！

教 育 実 習 履 修 条 件

① 実習校内諾済み

② 教育実習履修資格単位修得済み

③ 4 学年に進級

※教育実習実施年度の 4 月に上記の条件を満たしていること

時 期 等		手続等	詳 細
2 学 年		実習校訪問	● 母校へお願いする場合は、帰省した際などに実習校へ挨拶に行っておくとよい。 (文化祭、夏休み、冬休みなど)
3 学 年	4 月上旬	教育実習校選定 オリエンテーション	● 提出物 教育実習校調査票提出（5 月中締切） ※教育実習履修資格単位を確認し、3 年終了時までに修得できるよう履修計画をすること。
	5 月末	教育実習校調査票 配布・説明	教育実習校調査票配布、手続の説明及び提出
	4 月～9 月	内諾活動	個人で実習希望校を訪問のうえ、翌年度の教育実習受入れをお願いし、内諾を得る。
	7 月 1 日付	内諾書発送	
	9 月～翌年 2 月	教育実習 I 履修	「教育実習 I」を必ず履修します。日程や教室は事前に連絡します。 教育実習日誌一式は、授業の中で実費（1 セット 500 円）にて販売します。

時 期 等		手続等	詳 細
4 学 年	4 月	教育実習 オリエンテーション	オリエンテーションには必ず出席をすること。日程や教室は事前に連絡をします。
	5 月～10 月末	教育実習	教育実習 中学校免許：3 週間 高等学校免許：2 週間
	7 月	事後指導	教育実習事後指導 日時・場所、「教育実習Ⅱ・Ⅲ」にて案内
	7 月末	報告書等提出	<提出物> ●教育実習日誌 ●研究授業の学習指導案 ●教育実習報告書 ※教職教育センターに提出する。
	秋学期	教職実践演習	「教職実践演習（中・高）」履修 教育実習修了者でなければ履修できない。

(11) 教育実習への対応

教職教育センターでは、教育実習前に模擬授業などが自分の時間に合わせて使用できる「模擬授業室」を設置しています。個人、もしくはグループで授業技術や板書計画などに大いに活用してください。

利用時間は、教職教育センターが開いている時で、混雑時期では事前に予約が必要となる場合もあります。

10 教員免許状一括申請について

(1) 概要

教員免許状は、所要資格を有する者が、教育職員免許法に定められた要件を満たし、各都道府県教育委員会へ受付を申請し授与されるものです。授与された教員免許状は、すべての都道府県において効力を有します。申請の方法は、大学が申請を代行する「一括申請」と申請者本人が自分で申請を行う「個人申請」があります。現役の学生は、一括申請の手続きをとるように県教育委員会から指導を受けています。

(2) 一括申請

一括申請とは、大学が窓口になり、教員免許状取得見込者を取りまとめて教育委員会に一括して申請手続きを行う申請方法です。本学の場合は、大学が立地している埼玉県教育委員会に一括申請を行います。一括申請の対象者は4学年、大学院生となります。

(3) 一括申請スケジュール

申請に係る手続きをすべて行い、教員免許状取得要件を満たした者に対し、学位記授与式当日に教員免許状を交付します。手続きを一つでも怠った場合は、個人申請となります。

	時 期	内 容
4 学 年	9月下旬～10月上旬	教員免許状一括申請オリエンテーション出席
	10月下旬	教員免許状一括申請書類学内提出。手数料納入
	10月～11月下旬	履修登録確認、不足単位確認
	3月上旬	単位の最終確認 ※単位が不足している場合は、申請を取り下げます。
	学位記授与式当日（3月20日）	教員免許状の授与

(4) 個人申請

個人申請とは、一括申請できなかった者が、教員免許状取得に必要な単位を満たした後、卒業後に個人で免許状の授与手続きを行う申請方法です。申請先は、原則として居住地の教育委員会になります。申請方法や必要書類等は、各都道府県によって異なりますので、該当の教育委員会へ各自で問い合わせてください。

(5) 教員免許の更新制度

平成19年（2007）6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年（2009）4月1日から教員免許更新制が導入されました。その目的は、その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

○免許状には10年間の有効期間が付されます。

○有効期間を更新して免許状の有効性を維持するには、2年間で30時間以上の免許状更新講習の受講・修了が必要です。本学でも毎年夏期に更新講習会を実施しています。

11 教職教育センターとは

(1) 概要

教職教育センターは、平成17年（2005）4月に教員養成教育の一層の充実を図るため設置されました。本学では教員免許状を取得して、高等学校・中学校の教員を目指し、ものづくりの楽しさを指導・伝承したいという意思を持った学生が多くみられます。毎年、入学者のうち、15～20%の学生が教職課程を履修しています。卒業時には、約100名前後の学生が教員免許状を取得しています。

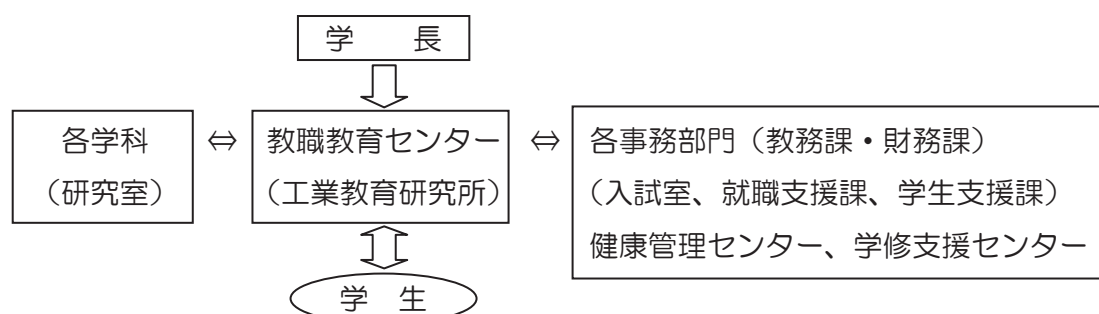
現在、約1,370名の本学卒業生が、全国の小学校・中学校・高等学校、特別支援学校等で教職に就き、活躍しています。中には、市教育委員会教育長や校長・副校長（教頭）・指導主事として、学校教育の管理・運営に携わる卒業生も増えてきています。

(2) 支援内容

教員養成に係る主な業務をおこなっています。当センターの主な業務は、以下のとおりです。

- ・教職課程カリキュラム編成
- ・教職課程の履修指導・授業相談
- ・教育実習・介護等体験指導
- ・教員免許状一括申請事務手続き
- ・教員採用試験情報など
- ・教員採用情報提供

毎日、これらの問い合わせや事務手続きに、大勢の学生が訪れています。また、年度末になると、各教育委員会から教員採用についての問い合わせや、卒業生からは講師希望の問合せなども増えています。その内容によっては、学内部署である教務課、就職支援課、学修支援センター、健康管理センターおよび所属学科や研究室などとも連携をして対応する場合があります。中でも抗体検査については、春学期の健康診断時にあわせて実施して、学生の便宜を図っています。



教職教育センターと学内組織

(3) 開催プログラム

- ・4学年に関するプログラム…教育実習、教員免許状一括申請、教員採用試験対策指導、講師登録など。
- ・3学年に関するプログラム…教育実習希望者指導、特別支援学校における介護等体験、社会福祉施設における介護等体験、教員採用試験など。
- ・1・2学年に関するプログラム…教職課程履修に関するオリエンテーション、教育ボランティア派遣など。

- ・教員採用試験合格体験発表会の開催
- ・教員免許状更新講習会の開催
- ・本学卒業教職員研修会の開催

12 教職課程履修に必要な費用

希望する教員免許の種類	教職 授業料	保険料	2 学年 技術科実習費	介護等体験費用	3 学年 技術科実習費
工 業	10,000	630			
技 術	10,000	630	3,000～6,000	8,000	8,500
数 学	10,000	630		8,000	
工業＋技術	20,000	630	3,000～6,000	8,000	8,500
工業＋数学	20,000	630		8,000	
技術＋数学	20,000	630	3,000～6,000	8,000	8,500
工業＋技術＋数学	30,000	630	3,000～6,000	8,000	8,500

金額は2019年現在（単位：円）

- ※ 授業料は、免許1教科につき10,000円。
- ※ 保険料は、(財)日本国際教育支援協会の学研災付帯賠償責任保険（Bコース：インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険）の3年分（2学年～4学年）の掛金。
- ※ 2学年技術科実習費は、機械工・ロボティクスおよび建築の各学科は3,000円、電気電子通信工、情報メディア工の各学科は6,000円。
- ※ 介護等体験費用は、中学校免許（技術・数学）希望者のみ。体験する都県により金額が異なる。
- ※ 授業料、保険料、2学年技術科実習費は、1学年終了時までに納付。
- ※ 介護等体験費用と3学年技術科実習費は、2学年の12月に納付。
- ※ 保険料、技術科実習費および介護等体験費用は改定される場合もある。

Q & A ④

Q：卒業後でも教員免許状は取得できますか？

A：できます。ただし、卒業後教員免許状を取得するのは時間的にも金銭的にも非常に難しくなります。本学で取得する場合は、科目等履修生として、必要な科目のみ履修する形になります。毎年数名の卒業生が科目等履修生として大学へ戻って来ています。修得教科にもよりますが最短で2年以上、1単位につき3万円で費用は数十万円を超える可能性があります。また途中で教職課程を辞めてしまった場合、それまで修得した単位は免許申請の際、有効となる場合もありますので、他大学や通信課程で不足分を追加する形で取得も可能です。

Q：小学校の免許を取得したいのですが、取得できますか？

A：本学は文部科学省から小学校免許の課程認定を受けていないため、小学校の免許を取得することはできません。卒業後、他大学や通信課程等で小学校免許を取得する場合は、在学中に中学校免許を取得しておく若干単位が軽減できます。

教育基本法

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によ

って、教育上差別されない。

- 二 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 三 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

（義務教育）

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 二 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 三 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 四 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

（学校教育）

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 二 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

（大学）

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 二 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

（私立学校）

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

（教員）

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 二 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

（家庭教育）

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 二 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（幼児期の教育）

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 二 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

（政治教育）

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 二 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

（宗教教育）

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

- 二 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をして

はならない。

第三章 教育行政

（教育行政）

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 二 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 三 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 四 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 二 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附則

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

学 校 教 育 法 (抄)

第一章 総 則

- 第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。
- 第七条 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。
- 第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の適用を受けるものを除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。
- 第九条 次の各号のいずれかに該当するものは、校長又は教員になることができない。
- 一 成年被後見人又は被保佐人
 - 二 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 三 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
 - 四 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者。
 - 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又これに加入した者。
- 第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

第五章 中学校

- 第四十五条 中学校は、小学校における教育基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。
- 第四十六条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
- 第四十七条 中学校の修業年限は、三年とする。
- 第四十八条 中学校の教育課程に関する事項は、第四十五条及び第四十六条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。
- 第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条

第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

第六章 高等学校

- 第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。
- 第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
 - 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
 - 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。
- 第五十二条 高等学校の学科及び教育課程に関する事項は、前二条の規定及び第六十二条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。
- 第五十三条 高等学校には、全日制課程のほか、定時制の課程を置くことができる。
- 二 高等学校には、定時制の課程のみを置くことができる。
- 第五十四条 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。
- 二 高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。
 - 三 市（指定都市を除く。）町村の設置する高等学校については都道府県教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするものその他の政令で定めるもの（以下この項において「広域の通信制の課程」という。）に係る第四条第一項に規定する認可（政令で定める事項に係るものに限る。）を行うときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。都道府県又は指定都市の設置する高等学校の広

- 域の通信制の課程について、当該都道府県又は指定都市の教育委員会がこの項前段の政令で定める事項を行うときも、同様とする。
- 四 通信制の課程に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。
- 第五十五条 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部科学大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。
- 二 前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令で、これを定める。
- 第五十六条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする。
- 第五十七条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 第五十八条 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。
- 二 高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。
- 三 高等学校の別科は、前条に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。
- 第五十九条 高等学校に関する入学、退学、転学その他必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。
- 第六十条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。
- 二 高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- 三 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。
- 四 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
- 五 特別の事情のあるときは、第一項の規定にか

かわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

- 六 技術職員は、技術に従事する。
- 第六十一条 高等学校には、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程のうち二以上の課程を置くときは、それぞれの課程に関する校務を分担して整理する教頭を置かなければならない。ただし、命を受けて当該課程に関する校務をつかさどる副校長が置かれる一の課程については、この限りでない。
- 第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

第七章 中等教育学校

- 第六十三条 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。
- 第六十四条 中等教育学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
- 一 豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。
- 第六十五条 中等教育学校の修業年限は、六年とする。
- 第六十六条 中等教育学校の課程は、これを前期三年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分する。
- 第六十七条 中等教育学校の前期課程における教育は、第六十三条に規定する目的のうち、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
- 二 中等教育学校の後期課程における教育は、第六十三条に規定する目的のうち、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門

教育を施すことを実現するため、第六十四条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第六十八条 中等教育学校の前期課程の教育課程に関する事項並びに後期課程の学科及び教育課程に関する事項は、第六十三条、第六十四条及び前条の規定並びに第七十条第一項において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第六十九条 中等教育学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

二 中等教育学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

三 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、それぞれ置かないことができる。

四 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

第七十条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項、第四十二条から第四十四条まで、第五十九条並びに第六十条第四項及び第六項の規定は中等教育学校に、第五十三条から第五十五条まで、第五十八条及び第六十一条の規定は中等教育学校の後期課程に、それぞれ準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第六十四条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第六十四条」と読み替えるものとする。

二 前項において準用する第五十三条又は第五十四条の規定により後期課程に定時制の課程又は通信制の課程を置く中等教育学校については、第六十五条の規定にかかわらず、当該定時制の課程又は通信制の課程に係る修業年限は、六年以上とする。この場合において、第六十六条中「後期三年の後期課程」とあるのは、「後期三年以上の後期課程」とする。

第七十一条 同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すことができる。

第八章 特別支援教育

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、

知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十三条 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第七十五条 第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

第七十六条 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要のある場合においては、そのいずれかのみを置くことができる。

二 特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

第七十七条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

第七十八条 特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

第七十九条 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿舎指導員を置かなければならない。

二 寄宿舎指導員は、寄宿舎における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。

第八十条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第七十五条の政令で定める程度のもを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等

教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

二 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

三 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条（第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十四条（第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十六条、第三十七条（第二十八条、第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規定は特別支援学校に、第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

日本工業大学 教職課程ハンドブック

令和2年度入学者用

令和2年4月1日発行

発行者 日本工業大学

〒345-8501 埼玉県南埼玉郡宮代町

学園台4丁目1番地

TEL 0480(34) 4 1 1 1 (代)

<https://www.nit.ac.jp>

この冊子は卒業・修了まで大切に保存してください。

学籍番号

氏名